

みさとちくのうぎょうかつせいかけいかく
美郷地区農業活性化計画

しまねけん みさとちょう
島根県美郷町

平成27年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	美郷町農業活性化計画		
都道府県名	島根県	市町村名	美郷町
地区名	美郷地区		計画期間
			平成27年度～平成31年度

<p>目 標 : ○目標: 計画整備後において7経営体を確保し、定住人口28人を見込むこのことにより、社会保障・人口問題研究所が推計している、平成27年から平成32年の人口減少率10.4%を9.8%へと改善し、人口減少に歯止めをかけるものとする。 <u>美郷町の人口減少率の改善</u> 社会保障・人口問題研究所の人口推計 平成27年 4,795人 平成32年推計 4,296人 減少率 Δ10.4% 目標値 平成27年 4,795人 平成32年推計 4,323人 減少率 Δ 9.8% ※0.6%の減少率改善を目指す</p> <p>整備の内容: ミントマト養液栽培ハウス51棟(8.0m×45m×51棟=18,360㎡)、イチゴ養液栽培施設6棟(8.0m×45m×6棟=2,040㎡)を整備する。併せて、都市農山漁村交流施設1棟107㎡を整備する。</p> <p>整備により期待される効果: ミントマト養液栽培施設においては74,380千円、イチゴ栽培においては10,669千円の販売額を見込む。また、交流施設においては年間を通じて農村体験ができるイベントを開催し、980人の体験者呼び込むこととし、都市と農村の有機的な交流を目指していく。 今年度策定が予定されている、「まち、ひと、しごと総合戦略地方版」の戦略の一つに組み込み、産業・雇用創出施策のひとつとして位置づけていく。</p>
--

<p>目標設定の考え方 地区の概要: 本町は、島根県のほぼ中央に位置し、広島県から島根県にかけて流れる江の川(別名「中国太郎」)の中流域にあたり、東を飯南町、北を大田市、西を川本町、南を邑南町に接している。総面積は282.92km²で、江の川の沿岸部及びその交流の浸食によって形成された急峻な地形が多いことから、総面積の大半を山林が占め、居住可能地の面積はわずかとなっている。 農林水産畜産業においては、消費者の健康志向・安全志向の高まりを捉え、安全・安心な農林水産畜産物の生産、地域の独自性を活かした特産品の開発、産直ネットワークへの参加、観光との連携やグリーン・ツーリズムの展開など生産から加工・流通・サービスまでを包含した6次産業としての農林水産畜産業の振興を図っている。 また、地域産業として振興を図る基盤となる生産基盤や生産体制の強化に取り組むとともに、新たな産業として薬草薬樹を栽培し、特色ある産業を築いていくことを目指している。</p>
<p>現状と課題 本町の産業構造は、建設業中心の公共事業依存型であり、公共工事が減少する中、雇用機会に対する不満や不安が高まりつつある。特に地場産業では後継者不足の一方で、就業機会の不足が若者流出に繋がっているため、地域産業の活性化と産業の創出を図り、地域における雇用の確保が求められている。また、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、水稻を中心とした集落営農組織の育成を推進してきたが、地域内での担い手の確保・育成事態が難しくなっていること、更には、水稻の価格低迷が一段と激しさを増している中、水稻以外の作物への経営転換も急がれる現状となっている。</p>
<p>今後の展開方向等 農業が抱える深刻な高齢化・担い手不足の問題を解消すべく、本町の農業振興方針の1つとして、ハウス等の農業環境整備により、稲作に依存しない農業経営への転換、また、新規就農者や若い農業者が取り組みやすい農業経営を確立していく。 具体的には、農業者にとってハウス等の初期投資は大きな負担であり、これを軽減していくことが農業者の育成・確保につながる為、リースハウスを整備を実施する。また、養液栽培システムも取り入れることにより、栽培開始当初から安定的な経営を目指していく。栽培品目については、イチゴ、ミニトマトを計画し、イチゴ栽培については観光農園化を目指し、交流人口の拡大や6次産業化を目指した取り組みとする。 ハウス整備により、広く新規就農者(入植者)を募集し、現在、本町で定住施策として進めている「若者定住住宅」の整備と併せて、定住促進も図っていく。</p>

社会保障・人口問題研究所人口推計

年	年 度	人 口	増 減	率
2015年	平成27年	4,795		
2020年	平成32年	4,296	-499	10.40%
2025年	平成37年	3,836	-460	10.70%
2030年	平成42年	3,430	-406	10.60%
2035年	平成47年	3,074	-356	10.40%
2040年	平成52年	2,752	-322	10.50%

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
美郷町	美郷	生産機械施設(新規作物導入支援施設)	美郷町	有	イ	
〃	〃	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	〃	有	イ	
〃	〃	地域資源活用総合交流促進促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	〃	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
美郷町	美郷	若者定住住宅建設事業	美郷町	若者等の人口増加及び定住化を図る為、定住住宅の建設を実施している。

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

美郷地区(島根県美郷町)	区域面積	28, 292ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 区域は美郷町全域とする。 当該区域の総面積は28, 292haで、農地面積は890ha、森林面積は24, 748haで全体の約91%を占めている。また、全就業者数2, 364人で、その内農林漁業従事者は353人で約15%を占めており、本区域において農林漁業は必要な産業である。		
②法第3条第2号関係： 本区域の人口動態は、平成17年国勢調査時の5, 911人から平成22年国勢調査時には5, 351人となり、5年間で560人(減少率9. 5%)の減少となっている。また、65歳以上の高齢化率についても、平成17年の41. 4%から平成22年には42. 6%と過疎高齢化が進んでいる状況にある。更には、農林漁業従事者についても、平成17年の557人から平成22年353人となり、36. 6%も減少している。 高齢化・後継者不足が深刻な問題となっており、基幹産業である農業の振興を図る為に生産基盤の確保が必要となっている。		
③法第3条第3号関係： 活性化計画区域内において市街化区域は無い。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標の達成状況については、住民基本台帳、国勢調査、人口問題研究所等の資料に基づき判定を行うものとする、また販売額についてはJA島根おち農協提供資料等により評価を行う。